

日立市監査告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月26日

日立市監査委員 鈴木利文

同 吉田修一

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象

- (1) 監査の種別 財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査
- (2) 団体名 公益財団法人 日立地区産業支援センター
- (3) 施設名 日立地区産業支援センター

## 2 監査の着眼点

- (1) 財政援助に係る出納その他の事務における主な着眼点

### ア 対象団体

- (ア) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

### イ 所管課

- (ア) 補助金の手続等は適正に行われているか。
- (イ) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

- (2) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務における主な着眼点

### ア 対象団体

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。

### イ 所管課

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和4年4月1日から令和5年10月31日まで
- (2) 実施期間 令和5年11月7日から令和5年12月27日まで
- (3) 実施方法 関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

## 4 監査の結果

監査の結果、賃金の支給誤りについて指導事項があったが、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該団体において必要な処理を行った。

以上